三　構造改革特別区域の範囲　名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、東海市、大府市、知立市、高浜市、豊明市及び田原市並びに愛知県額田郡幸田町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業（一二二三）

○内閣府告示第三百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　泉佐野市

二　構造改革特別区域の名称　すくすく・すこやか泉佐野給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　泉佐野市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県世羅郡世羅町

二　構造改革特別区域の名称　備後国大田庄　果実酒・どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　広島県世羅郡世羅町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七(七〇八)）及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山口県熊毛郡田布施町

二　構造改革特別区域の名称　古代の歴史ロマン薫る米どころ田布施どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　山口県熊毛郡田布施町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県

二　構造改革特別区域の名称　自動車輸送効率化特区

三　構造改革特別区域の範囲　北九州市、福岡市、直方市、古賀市、福津市及び宮若市並びに福岡県糟屋郡新宮町、久山町及び粕屋町、鞍手郡鞍手町並びに京都郡苅田町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業（一二二三）

○内閣府告示第三百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奄美市

二　構造改革特別区域の名称　奄美大島奄美市ノヤギ特区

三　構造改革特別区域の範囲　奄美市の区域の一部（狩猟可能区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（一三一〇）

○内閣府告示第三百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡大和村

二　構造改革特別区域の名称　奄美大島大和村ノヤギ特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡大和村の区域の一部（狩猟可能区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（一三一〇）

○内閣府告示第三百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡宇検村

二　構造改革特別区域の名称　奄美大島宇検村ノヤギ特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡宇検村の区域の一部（狩猟可能区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（一三一〇）

○内閣府告示第三百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡瀬戸内町

二　構造改革特別区域の名称　奄美大島瀬戸内町ノヤギ特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡瀬戸内町の区域の一部（狩猟可能区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（一三一〇）